

提出物チェック表(新規申請用)

※屋外広告物新規表示、設置許可申請を受け付けてから許可されるまでの標準処理期間は10日です。

(手数料を納付したことの確認が取れるまでの期間は含みません。)

必要書類、記載内容に不備があった場合には修正や追加提出をお願いさせていただきますので、工事施工前に余裕をもってご提出ください。

| 必要書類 | | 備考 | チェック欄 |
|------|---------------------|---|--------------------------|
| 1 | 屋外広告物表示許可申請書(第1号様式) | ・第1面、第2面どちらも必要です。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 位置図 | ・縮尺1:2000程度の地図。(当該地を朱書きしてください。) | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 設計図 | 以下の内容が含まれていること ・配置図 (敷地及び建物と広告物との位置関係がわかるもの。) ・平面図 ・立面図 (敷地及び建物と広告物との位置関係がわかり、かつ、広告物の表示内容《色表示》がわかるもの。) ※表示面の全てについて必要です。 ※広告物の高さ(表示の上端・下端含む)及び表示面の大きさ《表示面積》を記載してください。 ・構造図 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 土地所有者の承諾書 または契約書 | ・広告物の設置場所が、他人の所有又は管理に属している場合。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 工作物確認済証の写し | ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが4mを超える場合は、工作物確認が必要になるので、その確認済証の写しが必要です。 ・確認を受ける準備段階で写しが出せない場合は、確認申請書の写し又は構造計算書の写しを提出してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 他の法令の許可書の写し | ・道路占用の許可、道路使用の許可などを受けている場合にはその許可書の写しが必要です。 ・許可を受ける準備段階で写しが出せない場合は、申請書の写しを提出してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 特定屋外広告物安全管理者の証明書 | ・高さ4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、特定屋外広告物安全管理者が必要です。 ・下記のいずれかの資格証明書の写し 屋外広告士 屋外広告物講習会修了者証 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であることを証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 委任状 | ・許可申請行為を第三者に委任する場合必要です。 | <input type="checkbox"/> |